

## 防府市消防職員人事考課の苦情処理等に関する要綱

平成28年3月31日制定

### (目的)

第1条 この要綱は、防府市消防職員人事考課実施規程（平成28年消防本部訓令第3号。以下「規程」という。）第13条第4項の規定に基づき、開示した考課の結果に関する職員の苦情相談及び苦情処理について必要な事項を定めるものとする。

### (苦情相談)

第2条 規程第13条第1項に定める苦情相談担当者は、次長又は参事の職にある職員をもって充てる。

### (苦情申出)

第3条 職員は、開示された自己の考課の結果について苦情がある場合は、苦情相談担当者に対し、口頭又は文書で苦情相談を申し出ることができる。

2 前項の申出は、考課の結果が開示された日の翌日から起算して7日以内に行なわなければならない。

### (応談)

第4条 苦情相談担当者は、前条の規定に基づく苦情相談の申出があった時は、速やかにこれに応ずるものとする。

### (報告)

第5条 苦情相談担当者は、苦情相談を受けた場合において、その結果を苦情相談報告書（第1号様式）により消防長に報告するものとする。

### (苦情処理)

第6条 規程第13条第1項に定める防府市消防職員人事考課審査委員会（以下「委員会」という。）の委員は、苦情相談担当者及び所属長とする。

2 委員長は次長又は参事、副委員長は消防総務課長とする。

3 委員長は会務を総理し、副委員長は、委員長に事故があった時はその職務を代理する。

4 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

5 委員会は、議決することが必要な場合においては、出席委員の過半数の賛同をもって議決することができる。

6 委員は、委員会において、自らの申出を審査する場合には、審査及び議決に加わることができない。

ただし、審査における調査のための出席を求められた場合は、委員会に出席することができる。

(苦情処理申出)

第7条 第3条に規定する苦情相談を申し出た職員（以下単に「申出者」という。）で、相談をした事項についてなお苦情のある者は、苦情処理申出書（第2号様式）により委員会に苦情処理を申し出ることができる。

2 前項の申出は、考課の結果が開示された日の翌日から起算して14日以内に行わなければならない。

(委員会招集)

第8条 委員長は、苦情処理の申出があった時は、速やかに委員会を招集するものとする。

(審査)

第9条 委員会は、申出者や考課者からの聞き取り等を行い、また、必要と認めるときは、申出者や考課者以外の関係者から聞き取り等による調査を行い審査するものとする。

(審査結果)

第10条 委員会は、審査を終了したときは、苦情処理結果通知書（第3号様式）により、当該申出者及び考課者並びに調整者に対し審査結果を通知し、必要に応じて、助言、指導、指示等を行うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、消防総務課に置く。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

苦情相談報告書

年（ 年） 月 日

消 防 長 様

相談担当者 所属  
氏名

人事考課に係る苦情相談を受けたので、概要を下記のとおり報告します。

記

- 1 申出者 所 属  
職氏名
- 2 相談日 年 月 日（ ）
- 3 相談内容
- 4 対応結果

第2号様式

苦情処理申出書

年（ 年） 月 日

防府市消防職員人事考課審査委員会 様

申出者 所属  
氏名

以下のとおり、人事考課の結果に対する苦情を申出ます。

1 申出の内容

2 苦情相談の状況

相談日 年 月 日

相談担当者

第3号様式

苦情処理結果通知書

年（ 年） 月 日

申出者 様  
考課者 様  
調整者 様

防府市消防職員人事考課審査委員会  
委員長

年 月 日付けで申出のあった苦情について、防府市消防職員人事考課審査会で審査した結果、下記のとおりとなりましたので通知します。

記

1 申出の内容

2 結果及び理由

(1) 結果

(2) 理由